

○千葉市火災警報規程運用要綱

〔昭和57年4月1日〕
57千消指第3号

改正 昭和58年4月1日58千消指第1号
昭和62年5月1日62千消指第4号
平成4年3月27日3千消指第84号
(題名改称)

昭和59年12月24日59千消指第23号
平成元年3月13日63千消指第77号
平成4年12月21日4千消指第89号

この要綱は、千葉市火災警報規程（昭和57年千葉市消防局訓令（甲）第5号。以下「規程」という。）に基づき必要な事項を定める。

- 1 規程第2条第3号中「火災の予防又は警戒上特に危険であると消防局長が認めるとき」とは、原則として次によるものとする。
 - (1) 気象台又は測候所（以下「気象台等」という。）から「火災気象通報」が通報され、発令基準に近い気象状況になったとき。
 - (2) 乾燥注意報が1週間以上連続して発令され発令基準に近い気象状況となったとき。
- 2 規程第3条中「基準以下となったときは解除する」とは、原則として次によるものとする。
 - (1) 規程第2条第1号による実効湿度又は相対湿度が基準以上となり、かつ、最大風速が5メートル以下となったとき。
 - (2) 規程第2条第2号による平均風速が6メートル以下となったとき。
 - (3) 発令中に降雨、降雪が30分間以上連続したとき。
 - (4) 前記(1)～(3)の気象状況と併せ、気象台等の気象状況を併用するものとする。
- 3 規程第2条第1号及び第2号並びに前記2(1)、(2)の気象は、警防部指令課に設置した気象観測装置を使用し、測定した気象とする。
- 4 規程第3条ただし書中「その他これらに類する気象状況により、警報を発令しないことができる」とは、原則として次によるものとする。
 - (1) 気象状況が基準に該当したが、まもなく降雨、降雪が予想されるとき。
 - (2) 降雨、降雪後で実効湿度、相対湿度とも基準を大幅に上回る時。
- 5 規程第3条に基づく火災警報の発令及び解除の手続きには、様式第1号を用い、様式第2号を添付するものとする。
- 6 規程第4条中「警報の発令及び解除の信号」は、消防法施工規則第34条第4項に基づき、同別表1の2「火災警報信号」又は市防災行政無線等により行なうものとする。
- 7 規程第4条「消防団で行なう」は、消防団長の命により行なうものとする。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日58千消指第1号）

この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月24日59千消指第23号）
この要綱は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則（昭和62年5月1日62千消指第4号）
この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則（平成元年3月13日63千消指第77号）
この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月27日3千消指第84号）
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月21日4千消指第89号）
この要綱は、平成4年12月21日から施行する。

様式第 1 号 (平成4・3千消指84・平成4. 4千消指89・一部改正)

火災警報発令について (伺)					指 令 課			
気象状況が火災警報規程第 2 条に定める発令基準に達したので、第 3 条により発令してよろしいか。								
気象状況	天候	風向	風速	気温	相対湿度	実効湿度	雨量	気 圧
記 事								
備 考		市 役 所					月 日 時 分	氏

火災警報解除について (伺)					指 令 課			
気象状況が基準以下となったので、火災警報規程第 3 条により解除してよろしいか。								
気象状況	天候	風向	風速	気温	相対湿度	実効湿度	雨量	気 圧
備 考								

